三 (1) 評価員の氏名の変更

変更前	鈴木　信治
変更後	―

(2) 変更年月日
平成二十五年七月一日

○関東地方整備局告示第三百二十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
市川市二俣二丁目六三八番一三から船橋市海神町南一丁目一七五三番三まで	前	三〇・〇〇～三二・五五 メートル	〇・四〇四 キロメートル
	後	三〇・〇〇～一八六・〇一	〇・四〇四

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○中国地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
津山市川崎字小代一七〇番一から同市川崎字小代一七六番二八まで	前	一四・〇〇～二八・〇〇 メートル	〇・〇八一 キロメートル
	後	一七・〇〇～三〇・〇〇	〇・〇八一

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○北海道開発局告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月五日から一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日　北海道開発局長　関　博之

一 道路の種類及び路線名		道路の位置	縦覧場所
一般国道	三十八号	北海道十勝郡浦幌町字上厚内から同町字直別まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
〃	〃	北海道十勝郡浦幌町字直別から釧路市音別町直別まで	〃
〃	〃	釧路市音別町直別から同市音別町尺別まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	〃	釧路市音別町尺別から同市音別町音別原野西まで	〃
〃	三十九号	釧路市音別町音別原野西から同市音別町中音別まで	〃
〃	〃	北海道上川郡当麻町伊香牛一区から同郡比布町基線まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
〃	〃	北海道上川郡比布町基線から同郡愛別町字北町一区まで	〃
〃	〃	北海道上川郡愛別町字北町一区から同町字中央一区まで	〃
〃	〃	北海道上川郡愛別町字中央一区から同町字愛山二区まで	〃
〃	〃	北海道上川郡愛別町字愛山二区から同町字愛山三区まで	〃
〃	〃	北海道上川郡愛別町字愛山三区から同郡上川町字共進まで	〃
〃	〃	北海道上川郡上川町字共進から同町旭町まで	〃
〃	〃	北海道上川郡上川町旭町から同町字日東まで	〃
〃	〃	北海道上川郡上川町字日東から同町字日東まで	〃
〃	〃	北海道上川郡上川町字日東から同町字清川まで	〃
〃	〃	北海道上川郡上川町字清川から同町字層雲峡まで	〃
〃	〃	北海道上川郡上川町字層雲峡から同町字層雲峡まで	〃
〃	〃	北海道上川郡上川町字層雲峡から同町字層雲峡大函まで	〃
〃	〃	北海道上川郡上川町字層雲峡大函から同町字層雲峡まで	〃
〃	〃	北海道上川郡上川町字層雲峡大学平から北見市留辺蘂町富士見まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	〃	北見市留辺蘂町富士見から同市留辺蘂町富士見まで	〃
〃	〃	北見市留辺蘂町富士見から同市留辺蘂町富士見まで	〃
〃	〃	北見市留辺蘂町富士見から同市留辺蘂町厚和まで	〃
〃	〃	北見市留辺蘂町厚和から同市留辺蘂町厚和まで	〃
〃	〃	北見市留辺蘂町厚和から同市留辺蘂町平里まで	〃
〃	〃	北見市留辺蘂町平里から同市留辺蘂町温根湯温泉まで	〃
〃	〃	北見市留辺蘂町温根湯温泉から同市留辺蘂町昭栄まで	〃
〃	〃	北見市留辺蘂町昭栄から同市留辺蘂町旭まで	〃
〃	〃	北見市留辺蘂町旭から同市留辺蘂町旭一区まで	〃
〃	〃	北見市留辺蘂町旭一区から同市西相内まで	〃
〃	〃	北見市西相内から同市豊田まで	〃
〃	〃	北見市豊田から同市美園まで	〃
〃	四十号	北海道上川郡比布町新町五丁目から同町北一線一三号まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部